



公的資金補償金免除繰上償還制度及び公営企業借換債制度の復活について



- 巨額の設備投資が必要な水道事業においては、起債を主な財源として水道施設の整備拡張を行ってきたため、過去に借り入れた高金利既往債などの元利償還金が、水道事業財政に大きな負担となっている

【公的資金補償金免除繰上償還制度】

■ 平成19年度～平成21年度

一定の要件を満たす事業者に対して、政府資金及び旧公営企業金融公庫資金ともに、借入利率5%以上を対象に、将来の利息相当額の補償金を免除する繰上償還を認める

■ 平成22年度～平成24年度

地方公共団体等からの強い要望を踏まえ、一部拡充し延長
繰上償還を実施した事業については、財政融資資金の新規貸付を3年間停止

(追加された要件)

将来負担比率
 旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて、財政力指数と同様の方法で算出した数値(3カ年平均)が1.0未満となる団体

■ 平成25年度

東日本大震災の特定被災地方公共団体に、補償金免除繰上償還及び借換債発行を認める
対象資金は、年利率4%以上の旧公営企業金融公庫資金に限定

■ 平成30年度～令和3年度

地方公共団体による上下水道事業への公共施設等運営権方式(コンセッション)の導入を促進する観点から、今後の横展開の呼び水となる先駆的取組を支援するため、支援要件を満たしていることを条件として、最初に受け取った運営権対価を上限に、当該コンセッションの事業範囲に係る債務を繰上償還する際の補償金を免除する。

利率5.0%以上の企業債残高	20,887百万円	0.28%
利率3.0%以上5.0%未満の企業債残高	275,551百万円	3.68%
企業債残高 全事業合計	7,490,850百万円	100%

令和元年度末水道事業企業債残高(法適・法非適合計)

依然として、利率5%以上の企業債残高が約0.3%、さらには
利率3%以上～5%未満の企業債残高が約3.7%を占めている！
→公的資金補償金免除繰上償還制度は必要！



① 公的資金補償金免除繰上償還制度の復活



公的資金補償金免除繰上償還制度を復活すること

- なお、復活に際しては、
- ・許可要件(資本費、将来負担比率等)を緩和する
 - ・年利率5%未満の企業債も対象とする
 - ・対象外とされた年利率5%以上の企業債について、優先的に繰上償還を実施する
 - ・財政融資資金における新規貸付停止の要件を撤廃する
 - ・財政健全化計画の策定及び申請手続きを簡素化する

〔要望事項(1)〕

② 公営企業借換債制度の復活



公営企業借換債制度を復活すること

- なお、復活に際しては
- ・年利率3%以上の企業債を対象とする
 - ・償還年限は、施設の耐用年数に応じた延長を可能とする
 - ・民間等資金だけではなく、政府資金による借換債の発行を可能とする

〔要望事項(2)〕